

5. 下水道への排除基準（別表）

（令和2年1月1日現在）

物質又は項目	基準値	特定事業場			非特定事業場	
		50m ³ /日 以上	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	30m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
処理可能項目	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下				
	シアン化合物	0.3* [0.7*] mg/L以下				
	有機燐化合物	0.3* [0.7*] mg/L以下				
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下				
	六価クロム化合物	0.1* [0.35*] mg/L以下				
	砒素及びその化合物	0.05* [0.1*] mg/L以下				
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下				
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下				
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下				
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下				
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下				
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下				
	チウラム	0.06 mg/L以下				
	シマジン	0.03 mg/L以下				
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下				
	ベンゼン	0.1 mg/L以下				
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下				
	ほう素及びその化合物	230 [10] mg/L以下				
	ふつ素及びその化合物	15 [8] mg/L以下				
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下					
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下					
環境項目	フェノール含有量	5 mg/L以下				
	銅含有量	3 mg/L以下				
	亜鉛含有量	2 mg/L以下				
	溶解性鉄含有量	10 mg/L以下				
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下				
	クロム含有量	2 mg/L以下				
処理可能項目	水素イオン濃度(pH)	5.0を超え9.0未満				
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L未満		(注1)		
	浮遊物質(SS)	600 mg/L未満		(注2)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L以下			
	動植物油脂類含有量	30 mg/L以下				
施設損傷項目	温度	45°C未満				
	沃素消費量	220 mg/L以下				

- 備考 1 *印は兵庫県の上乗せ条例による基準値であることを示します。
 2 区域によって[]内数値の基準が適用されます。
 3 内は、基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており違反した場合直ちに処罰されます。（直罰基準）
 4 内は、基準値に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。（除害施設の設定基準）
 5 内は、規制の適用を受けません。
 (注1) 直罰基準において西宮処理区ではBOD 3000 mg/L未満、その他の処理区では600 mg/L未満です。
 (注2) 直罰基準において西宮処理区ではSS 2000 mg/L未満、その他の処理区では600 mg/L未満です。